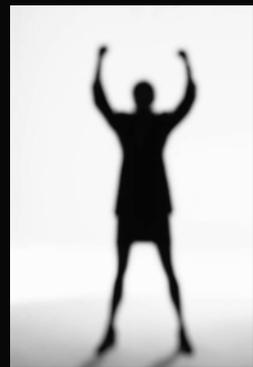


NO! 薬物「運び屋」



「運び屋」への誘いには乗らない

薬物犯罪組織等は、知人の紹介、学校時代の先輩・後輩などあらゆる人間関係を利用して「運び屋」になるように誘ってきます。

違法な薬物には絶対に関わらない

薬物「運び屋」は、重大な犯罪です。日本でも外国でも重い罪で厳しく処罰されます。

不用意に他人から荷物を預からない

他人から預かった荷物でも、自分の携行品の中身について責任を問われます。
「知らなかった」、「分からなかった」ではすみません。

★★★薬物に関する情報・相談をお寄せください。★★★

警察総合相談電話

059-224-9110

三重県警察本部組織犯罪対策課

059-222-0110



「運び屋」の事例とその刑罰



(事例1)

刑務所仲間から、「仕事がある。シャブの密輸。警察から見つかっても、外人から無理矢理運ばされたと言え。お礼はする。」と誘われ、出所後に世話になっていたことと金欲しさから「運び屋」になった。

(懲役9年 罰金250万円)

(事例2)

仕事もなく、居候先の男に相談したところ、「海外旅行に行ってくるだけで50万円くらいになる仕事がある。渡航費用も心配入らない。」と誘われ、金欲しさから「運び屋」になった。

(懲役8年 罰金300万円)

(事例3)

借金返済後、再度、借金を申し込んだところ、「儲け話がある。ヤバい仕事。スーツケースをマレーシアから持って帰るだけ。」と誘われ、会社の運営資金等欲しさに「運び屋」になった。

(懲役7年 罰金300万円)



チョコレートの箱の中に隠匿されていた覚醒剤の状況